

平成29年第2回
西多摩衛生組合議会定例会会議録

平成29年11月30日

西多摩衛生組合議会

平成29年第2回西多摩衛生組合議会定例会

1 日 時 平成29年11月30日(木)午後1時30分

2 場 所 西多摩衛生組合大会議室

3 出席者 正副管理者

管 理 者	並木 心	副管理者	浜中 啓一
副管理者	加藤 育男	副管理者	杉浦 裕之

会計管理者	田中 繁生
監査委員	田村 桂一

出席議員

1 番 石川 修	2 番 近藤 浩	3 番 齋藤 成宏
4 番 工藤 浩司	5 番 山内公美子	6 番 山崎 勝
7 番 瀧島 愛夫	8 番 門間 淑子	9 番 富永 訓正
10 番 末次 和夫	11 番 佐藤 弘治	12 番 堀 雄一郎

欠席議員

な し

西多摩衛生組合

事 務 局 長	宮崎 長寿	施 設 長	島田 善道
総 務 課 長	奥富 清	財 務 担 当 主 幹	松澤 昭治
会計課(兼)フレッシュランド西多摩課長	石川 良仁	計 画 管 理 課 長	古谷 浩明
維持運転課長	中島 勲		

構成市町職員

青梅市環境部長	木村 文彦	福生市生活環境部長	北村 章
羽村市産業環境部長	橋本 昌	瑞穂町住民部長	横澤 和也

平成29年第2回西多摩衛生組合議会 定例会議事日程

平成29年11月30日(木)
午後1時30分 開議
西多摩衛生組合大会議室

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 認定第1号
平成28年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 議案第5号
西多摩衛生組合個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第6号
西多摩衛生組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第7号
西多摩衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第8号
西多摩衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第9号
平成29年度西多摩衛生組合補正予算(第1号)
- 日程第9 議案第10号
平成29年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更について
- 日程第10 議員派遣について

午後1時30分 開会

○議長（末次和夫） 皆さん、こんにちは。本日は、平成29年第2回西多摩衛生組合議会定例会の通知を申し上げましたところ、公私ともお忙しい中、全員のご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

議員現在数12名、出席議員12名、よって、定数に達しておりますので、本日の議会は成立いたしました。

ただいまより、平成29年第2回西多摩衛生組合議会定例会を開会いたします。

この際、管理者より発言の申し出がありますので、これを許します。並木心管理者。

○管理者（並木 心） 皆様、こんにちは。お許しをいただきまして、ごあいさつを申し上げます。

本日は、平成29年第2回西多摩衛生組合議会定例会を招集申し上げましたところ、大変お忙しい中にもかかわらず、全員の議員の皆さまにご出席を賜り、開催できますことを厚く御礼申し上げます。

また、日頃より、当組合の運営につきまして、深いご理解とご協力を賜っておりますことに重ねて御礼申し上げる次第でございます。

さて、組合の事務事業の状況であります。後ほど、詳細を説明させていただきますけれども、まず、環境センターでの可燃ごみ処理の状況について申し上げますと、構成市町ごみ搬入量は、平成29年10月末現在で、約3万7,400トンとなっております。

これは、前年同期と比較いたしますと、約90トン、0.2%の微減で、今年度末における年間搬入量は、当初の計画量に対し、約300トン減の6万2,300トンとなると見込んでおります。

なお、平成28年度をもちまして、小金井市の広域支援が終了したことから、昨年度の広域支援分を含めた前年同期との比較では、約1,190トン、3.1%の減量となっております。

次に、フレッシュランド西多摩の運営状況であります。今年度の浴場施設利用者数は、平成29年10月末現在で、約7万8,500人となっております。これは、前年同期と比較いたしますと、約1,500人、率にして2%程度、増加している状況であります。

当組合といたしましては、地域交流の拠点として、また、地域住民の憩いの場として、今後とも多くの皆様にご利用いただけますよう、さらなるサービスの向上に努めてまいりたいと考えております。

なお、今次定例会には、決算認定1件、条例案件4件、予算案件1件、分賦金の変更案件1件、合わせて7件の議案をご提案申し上げます。

いずれも、重要な案件でございますので、よろしくご審議の上、ご認定、ご決定をいただきますようお願い申し上げます、開会に当たりましてのあいさつとさせていただきます。

どうぞ、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（末次和夫） 以上で管理者の発言は終わりました。

これより議事日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元にご配布いたしましたとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、議会会議規則第53条の規定により、議長において指名いたします。

3番 齋藤 成宏 議員

4番 工藤 浩司 議員

以上、2名を指名いたします。

この際、諸報告事項がございますので、事務局長より報告をいたします。宮崎事務局長。

○事務局長（宮崎長寿） それでは、諸報告をさせていただきます。

初めに、本定例会の招集通知につきましては、平成 29 年 11 月 22 日付、西衛発第 523 号で、平成 29 年第 2 回西多摩衛生組合議会定例会を招集した旨、管理者より議長あてに通知があり、これを受理してございます。

次に、本定例会の会期でございますが、提出案件の件数、また、その内容等を考慮いたしまして、本日 1 日限りとしてお諮りすることとさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、日程でございますが、既にお手元にご配布しておりますとおりの議事日程で進めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、議事運営でございますが、一括議題につきましては、日程第 8、議案第 9 号、平成 29 年度西多摩衛生組合補正予算（第 1 号）と、日程第 9、議案第 10 号、平成 29 年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についての 2 件につきましては、関連がございますので、一括してご審議を願うこととさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、本定例会における議事説明員として、正副管理者、代表監査委員、会計管理者及び事務局長以下事務局職員が出席しておりますことを、ご報告申し上げます。

○議長（末次和夫） 以上で報告は終わりました。

なお、本日の議事運営につきましては、ただいま報告いたしましたとおりの進めですので、よろしくお願い申し上げます。

次に、日程第 2、会期の決定についての件を議題といたします。

お諮りいたします。

今次、定例会の会期については、11 月 30 日、1 日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次和夫） ご異議なしと認めます。よって、会期については、本日 1 日限りとすることに決定いたしました。

これより、議案審議に入りますが、議会会議規則により、質疑は同一議員につき同一議案について、3 回までとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、日程第 3、認定第 1 号、平成 28 年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の認定についての件を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。並木心管理者。

○管理者（並木 心） ただいま議題となりました、認定第 1 号、平成 28 年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の認定についての件につきまして、ご説明申し上げます。

まず、平成 28 年度のごみ搬入量の実績を申し上げますと、構成市町の搬入量は約 6 万 2,100 トンで、前年度との比較では、約 1,300 トン、2.1%の減量となっております。

一方、多摩地域ごみ処理広域支援体制に基づき実施いたしました、小金井市の可燃ごみの受入量は、約 1,800 トンで、これは、前年度の広域支援受託量と比較し、64 トンの 3.4%減量しております。この結果、構成市町分と広域支援分を合わせた総搬入量は、6 万 3,900 トンとなり、前年度と比較いたしますと、約 1,400 トン、2.1%の減量となりました。

次に、環境センターの整備事業であります。平成 28 年度は、環境センター長寿命化計画に基づく、第 1 期基幹的設備改良の 4 年目の事業として、3 号炉排ガス処理設備や、電力設備など、重要設備に関

する4件の工事を実施いたしました。

これにより、環境センターは、最新の設備と遜色のない水準まで機能改善が図られるとともに、さらなる環境負荷の低減に寄与できるものと考えております。

次に、フレッシュランド西多摩の運営状況であります。平成28年度の浴場施設利用者数につきましては、1日平均で456人、年間では約13万9,500人の方々にご利用をいただいております。地域の皆様の憩いの場として、幅広い年齢層の方々に親しまれる施設となっております。

このような状況を踏まえまして、決算の概要であります。歳入は、収入済額20億8,372万6,570円で、このうち約65%が構成市町分賦金による収入となっております。

歳出は、支出済額が19億6,523万3,020円で、予算現額に対する執行率は、95%となっております。

歳入から歳出を差し引いた形式収支は、1億1,849万3,550円で、この歳入歳出差引額は全額、翌年度への繰越金となるものであります。

以上が、決算の概要であります。平成28年度に計画いたしました事務事業につきましては、所期の目的を達成したものと考えております。

なお、決算の詳しい内容につきましては、事務局より説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご認定くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（末次和夫） 石川会計課長。

○会計課長（石川良仁） それでは、認定第1号、平成28年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の詳細につきまして、ご説明申し上げます。

恐れ入ります。お手元の決算書をご覧ください。

決算書の構成でございますが、2ページ、3ページが歳入歳出決算の総括表で、4ページから7ページにわたりましては、歳入歳出決算の内容となっております。9ページ以降につきましては、決算内容の詳細を記載いたしました事項別明細書となっております。

恐れ入ります。決算書の2ページ、3ページをお開き願います。

歳入歳出決算の総括表でございます。

歳入は、第1款分賦金から第7款組合債までの構成となっております。予算現額20億6,507万4,000円に対しまして、調定額、収入済額ともに20億8,372万6,570円でございます。不能欠損額、収入未済額はございません。

次に、歳出でございますが、第1款議会費から第6款予備費までの構成となっております。予算現額20億6,507万4,000円に対しまして、支出済額19億6,523万3,020円、不用額は9,984万980円でございます。不用額の主なものは、じん芥処理費における需用費での公害防止用薬品の購入量の減と、基幹的設備改良工事による発電量増加に伴う電気料の削減、及び工事請負費におきまして、高額な緊急工事が発生しなかったことによるものでございます。

以上が決算の総括でございます。

続きまして、決算内容の詳細につきましてご説明申し上げます。決算内容の詳細につきましては、9ページ以降の事項別明細書でご説明をさせていただきます。

恐れ入ります。決算書の10、11ページをお開き願います。

歳入におけます事項別明細書でございます。第1款分賦金でございます。第1款分賦金につきましては、収入済額13億4,422万7,000円で、これは3市1町からの分賦金でございます。歳入総額の

64.51%を占めております。

構成市町別の金額につきましては、備考欄記載のとおりで、割合で見ますと、青梅市が 46.10%、福生市 20.12%、羽村市 19.44%、瑞穂町が 14.34%となっております。

次に、第2款使用料及び手数料につきましては、収入済額 5,851 万 4,748 円で、歳入総額の 2.81%となっております。主なものは、第1項1目使用料で、フレッシュランド西多摩における浴場施設使用料の 5,110 万 8,290 円、多目的施設使用料 169 万 3,350 円、余熱利用施設行政財産使用料 483 万 7,164 円でございます。

恐れ入ります。決算書の 12、13 ページをお開き願います。

第3款国庫支出金でございます。第3款国庫支出金につきましては、収入済額 9,146 万 2,880 円で、歳入総額の 4.39%となっております。これは、基幹的設備改良工事に伴う循環型社会形成推進交付金 9,045 万 2,000 円と、東日本大震災による原子力発電所の事故由来の放射性物質の測定に際し、環境省からの廃棄物処理施設モニタリング事業費補助金 101 万 880 円でございます。

次に、第4款都支出金でございます。第4款都支出金につきましては、収入済額 4,500 万円で、歳入総額の 2.16%となっております。これは、太陽光発電・蓄電システム設置工事に伴う再生可能エネルギー導入推進基金事業補助金でございます。

次に、第5款繰越金でございます。第5款繰越金につきましては、収入済額、1億 598 万 1,338 円で、歳入総額の 5.09%となっております。これは、平成 27 年度からの繰越金でございます。

続きまして、第6款諸収入でございます。第6款諸収入につきましては、収入済額 9,344 万 604 円で、歳入総額の 4.48%となっております。内訳といたしましては、第1項1目預金利子、これは歳計現金の運用による利子収入でございまして、収入済額は 11 万 7,678 円でございます。

恐れ入ります。14、15 ページをお開き願います。

第2項1目弁償金は、フレッシュランド西多摩のロッカーキー紛失時の実費弁償 2 件分で、収入済額は 4,000 円でございます。

続きまして、第2項2目雑入は、収入済額 9,331 万 8,926 円で、主なものは、フレッシュランド西多摩における食堂施設の光熱水費や、自動販売機の電気料を含む余熱利用施設光熱水費等 305 万 7,228 と、焼却不適物である鉄屑等を売却いたしました鉄屑等売払代金 116 万 2,336 円、多摩地域ごみ処理広域支援体制に基づき小金井市の可燃ごみを受け入れたことによる、可燃ごみ焼却処理委託受託金 8,722 万 7,520 円でございます。

続きまして、第7款組合債でございます。第7款組合債につきましては、収入済額 3億 4,510 万円で、歳入総額の 16.56%となっております。これは、平成 28 年度に実施をいたしました基幹的設備改良工事の財源として、財務省から 3億 1,410 万円と、東京都から 3,100 万円の借入を行ったものでございます。

以上、歳入につきましては、予算現額 20 億 6,507 万 4,000 円に対しまして、調定額、収入済額ともに、20 億 8,372 万 6,570 円でございます。不納欠損額、収入未済額はございません。

恐れ入ります。16、17 ページをお開き願います。

歳出の事項別明細書でございます。

第1款議会費でございます。第1款議会費につきましては、第1項1目組合議会費におきまして、支出済額 129 万 6,488 円、予算現額に対しまして、執行率は 92.08%、不用額は 11 万 1,512 円でございます。主なものといたしましては、1節報酬の 101 万円でございます。

恐れ入ります。18、19 ページをお開き願います。

第2款事務所費でございます。第2款事務所費につきましては、第1項1目一般管理費におきまして、支出済額1億7,755万6,437円で、予算現額に対しまして、執行率97.86%、不用額は386万6,563円でございます。主なものといたしましては、2節から4節までの人件費と、19節負担金・補助及び交付金でございます。

2節給料をご覧ください。2節給料は、支出済額が4,520万5,900円で、特別職4名及び一般職職員10名分の給料でございます。

次に、3節職員手当等でございますが、支出済額は4,379万3,933円で、これは職員退職手当組合負担金を含む一般職職員の諸手当でございます。

恐れ入ります。20、21ページをお開き願います。

4節共済費でございます。4節共済費は、支出済額が1,566万361円で、主なものは、職員共済組合負担金でございます。

次に、11節需用費をご覧ください。11節需用費は、支出済額473万5,612円で、主なものは、事務用品等を購入いたしました消耗品費162万3,987円と、小学生の見学用パンフレット及び広報用資料の印刷製本費292万1,565円でございます。

恐れ入ります。22、23ページをお開き願います。

13節委託料でございます。13節委託料は、支出済額680万3,005円で、主なものは、新地方公会計制度及びマイナンバー制度に対応するための電算システム修正委託料191万1,600円と、職員健康診断委託料89万7,028円でございます。

次に、14節使用料及び賃借料は、支出済額、752万255円で、主なものは、パソコン及び複写機等の事務機器使用料321万2,456円と、組合予算の執行管理を行う財務会計システム使用料138万3,984円、職員の履歴管理や給与計算等に使用する人事給与管理システム使用料129万3,408円でございます。

恐れ入ります。24、25ページをお開き願います。

19節負担金、補助及び交付金でございます。19節負担金、補助及び交付金は、支出済額が5,034万3,000円で、主なものは、周辺市町地域振興負担金4,800万円と、地域環境対策協議会助成金160万円でございます。周辺市町地域振興負担金につきましては、羽村市・瑞穂町へ、組合周辺の環境対策費としての支出でございます。地域環境対策協議会助成金は、組合周辺住民で構成する環境対策協議会への支出でございます。

恐れ入ります。26、27ページをお開き願います。

第3款じん芥処理費でございます。第3款じん芥処理費につきましては、第1項1目じん芥処理費におきまして、支出済額14億5,600万3,621円、予算現額に対しまして、執行率は94.27%、不用額は8,839万379円でございます。主なものは、11節の需用費、13節委託料と15節の工事請負費でございます。

恐れ入ります。28、29ページをお開き願います。

11節の需用費をご覧ください。11節需用費は、支出済額が1億8,385万4,820円で、主なものは、公害防止用に用います活性炭、消石灰などの薬品類を購入いたしました消耗品費7,626万2,655円と、施設稼働に要する光熱水費9,080万9,783円でございます。

次に、13節委託料をご覧ください。13節委託料は、支出済額、2億4,451万6,809円で、主なものは、施設の運転管理の一部を民間委託いたしましたごみ焼却業務委託料1億3,672万8,000円と、施設稼働に伴う環境調査委託料1,263万6,000円、エコセメントの原材料となる飛灰を、二ツ塚の東京多摩エコ

セメント化施設へ運搬する飛灰搬出運搬業務委託料 1,647 万 4,532 円、プラントにかかるコンピュータ機器等の保守点検業務である中央監視設備保守点検委託料 1,382 万 4,000 円でございます。委託料における不用額は、契約差金によるものでございます。

恐れ入ります。30、31 ページをお開き願います。

14 節使用料及び賃借料をご覧願います。14 節使用料及び賃借料は、支出済額が 27 万 6,480 円で、これは、フォークリフト賃借料でございます。

恐れ入ります。32、33 ページをお開き願います。

15 節工事請負費でございます。15 節工事請負費は、支出済額 8 億 7,420 万 6,000 円で、主なものは、プラント設備の維持管理を目的に、毎年実施をしております施設維持整備工事 3 億 9,241 万 8,000 円と、設備の性能回復及び環境負荷の低減等を目的として実施いたしました、基幹的設備改良工事 4 億 3,956 万円でございます。

恐れ入ります。34、35 ページをお開き願います。

第 4 款余熱利用施設事業費でございます。第 4 款余熱利用施設事業費につきましては、第 1 項 1 目施設運営費におきまして、支出済額は 2 億 1,325 万 5,061 円、予算現額に対しまして、執行率は 98.11%、不用額は 410 万 1,939 円でございます。主なものは、11 節需用費、13 節委託料と 15 節の工事請負費でございます。

恐れ入ります。36、37 ページをお開き願います。

11 節需用費でございます。11 節需用費は、支出済額が 5,805 万 3,029 円で、主なものは、浴場施設運営に要する上下水道料等の光熱水費 4,233 万 7,166 円でございます。

次に、13 節委託料をご覧願います。13 節委託料は、支出済額が 8,321 万 6,778 円で、主なものは、フレッシュランド西多摩全体の運営に係わる余熱利用施設運営業務委託料 6,455 万 3,760 円と、空調設備やポンプ・ボイラー等、施設に付随した機器の保守点検業務を委託いたしました設備機器保守点検整備委託料 812 万 7,000 円、太陽光発電・蓄電システム設置工事監理委託料 237 万 6,000 円でございます。

恐れ入ります。38、39 ページをお開き願います。

14 節使用料及び賃借料をご覧願います。14 節使用料及び賃借料は、支出済額が 428 万 3,445 円で、主なものは、サウナマット賃借料の 258 万 8,544 円でございます。

続きまして、15 節工事請負費でございます。15 節工事請負費は、支出済額が 5,648 万 4,000 円で、災害時における電力確保を目的といたしました太陽光発電・蓄電システム設置工事 5,454 万円と、非常用街路灯改修工事 194 万 4,000 円でございます。

恐れ入ります。40、41 ページをお開き願います。

第 5 款公債費でございます。第 5 款公債費につきましては、支出済額 1 億 1,712 万 1,413 円、予算現額に対しまして、執行率は 99.99%、不用額は 1,587 円でございます。

第 1 項 1 目元金は、支出済額が 1 億 956 万 9,428 円で、平成 12、13 年度に借入れを行いました余熱利用施設建設事業費の償還金 6,341 万 6,462 円と、平成 25 年度に借入れを行いました基幹的設備改良工事費の償還金 4,615 万 2,966 円でございます。

第 1 項 2 目利子は、755 万 1,985 円で、元金と同様、余熱利用施設建設事業費と基幹的設備改良工事費の利子償還でございます。

第 6 款予備費の支出はございません。

以上、歳出につきましては、予算現額 20 億 6,507 万 4,000 円に対しまして、支出済額 19 億 6,523 万

3,020 円、不用額は9,984 万 980 円、執行率は95.16%でございます。

恐れ入ります。43 ページをお開き願います。

実質収支に関する調書でございます。歳入総額は20 億 8,372 万 6,000 円、歳出総額は19 億 6,523 万 3,000 円、歳入歳出差引額は1 億 1,849 万 3,000 円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は1 億 1,849 万 3,000 円でございます。

恐れ入ります。44、45 ページをお開き願います。

財産に関する調書でございますが、土地・建物ともに、決算年度中における増減はございません。

恐れ入ります。46 ページをお開き願います。

取得価格 50 万円以上の物品に関する調書でございます。平成 28 年度中に増減のあったものですが、じん芥処理施設におきまして、災害時における電力の確保を目的といたしまして、発電機を購入したことによる1 件の増と、余熱利用施設におきまして、備品として管理をしておりました入館管理システム機器の老朽化に伴い、リース契約に切り替えたことにより、1 件の減となっております。

以上で、認定第 1 号、平成 28 年度歳入歳出決算の細部の説明とさせていただきます。

私からの説明は、以上でございます。

○議長（末次和夫） 以上で、提案理由及び内容の説明は終わりました。

次に、代表監査委員から監査結果の報告を求めます。田村桂一監査委員。

○監査委員（田村桂一） それでは、ご指名をいただきましたので、平成 28 年度西多摩衛生組合歳入歳出決算審査につきまして、ご報告をいたします。

平成 28 年度西多摩衛生組合歳入歳出決算に関する審査につきましては、去る平成 29 年 9 月 26 日、午後 1 時 30 分から、組合会議室におきまして、石川監査委員とともに、管理者・会計管理者等関係職員の出席を求め、決算審査を実施いたしました。

審査の結果、別紙、審査意見書を送付しておりますことを、あらかじめご報告申し上げます。

決算の審査に当たりましては、管理者から提出されました決算書類等が、地方自治法等の関係法令に準拠して作成されているか、また計数等に誤りはないか等を確かめるとともに、予算の執行が関係法令に基づいて適正かつ効率的に運営されているか、などにつきまして、それぞれ関係諸帳簿、証書類との照合を主眼に置き、実施いたしましたところでございます。

その結果、審査に付されました平成 28 年度決算書類等は、地方自治法その他の関係法令に準拠して作成されており、決算の計数に関しましても、関係諸帳簿との照合の結果、誤りはなく、証書類の保管も適正であるということを確認いたしました。

そのようなことを踏まえましての審査意見でございますが、平成 28 年度の組合事務事業につきましては、ごみ処理状況、余熱利用施設の利用状況等を確認した結果、限られた予算の中で事務事業が遂行され、所期の目的を達成しているものと判断をいたしましたところであります。

なお、本組合がごみ処理施設という特殊な施設であるため、施設の運営及び維持管理にかかる工事、委託などの業務、並びに部品等の発注先は、限定されるものが多いということは承知をしているところでありますが、一般的な物品の発注はもちろんのこと、特殊な物品の発注についても、創意工夫を図って、可能な限り競争原理を活かし、契約時の公平性、透明性に努めていただくよう要望します。

最後になりますが、今後の組合運営につきましても、効率的な財政運営に努めるとともに、施設の安全かつ安定的な運転と、環境に配慮した適正な維持管理のもと、公明、公正な事務事業が遂行され、地域住民の付託に応えることを希望しまして、決算審査意見といたしました。

以上、平成28年度西多摩衛生組合歳入歳出決算審査についての報告とさせていただきます。

○議長（末次和夫） 以上で、監査結果の報告は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。8番門間淑子議員。

○8番（門間淑子） 幾つかありますので、まとめて質問させていただきます。

今、監査委員の方からも契約事務に関して、公平性、透明性に努めていただきたいというご指摘、ご要望があったところでありますので、少し契約事務について質問させていただきます。

決算書の31ページに消防設備点検委託料というのがあります。もちろん予算の範囲内ではありますけれども、これの裏付けとなる契約、入札見積り経過調書を見てみますと、これは競争入札になっているわけですね。3社の競争入札になっているわけですが、3回の入札、見積りをして合意に達しなかった、これが不調ということのほどではないわけですが、見積り金額をもってしても、予定価格に達しなかったため、協議の上、契約を締結したというふうにあります。この詳細について、ご説明いただきたい。予算オーバーということではありませんが、入札経過についての透明性を確保するという視点から、お尋ねいたします。まず、これが1点です。

それから、工事費の方はいっぱいありますので、ちょっと後に回しまして、先に備品購入費の中で、予算の中では、このわからなかったのですけれども、電動インパクトレンチというのを購入しているわけですが、これがどのようなものなのかということ、まず、最初にお尋ねします。工事請負費に関しては、質問事項がたくさんありますので、先にこの二つだけお尋ねします。

○議長（末次和夫） 松澤財務担当主幹。

○財務担当主幹（松澤昭治） 消防設備の入札のお尋ねでございますが、常に、入札の際には3回までの入札を行っておりまして、まず、最初に冒頭、3回目の入札で落札ができない場合は、最終価格の方と協議をして随意契約をさせていただくというような形で、どの契約についても、そういった形で進めさせていただいております。今回の件も、当組合の予定価格に達していなかったために、最終の最低価格を出された業者と協議をさせていただいて、契約をさせていただいたというのが、その契約の結果でございます。

以上でございます。

○議長（末次和夫） では、お願いします。中島維持運転課長。

○維持運転課長（中島 勲） 2点目の電動インパクトレンチ備品購入費の件でございます。電動インパクトレンチというのは、電動用の工具でございますが、回転式の工具になっておりまして、ネジをゆるめたり、しめたり、あるいはドリルをつけて穴を開けたりといった工具でございます。使用先は、私ども直営の職員が設備の補修に使わせていただいております。

以上でございます。

○議長（末次和夫） 8番門間淑子議員。

○8番（門間淑子） 消防施設の方で、再質問します。3回、入札にかけて合意に達しなかったということですね。合意に達しない場合には、もう一度入札をするという方法もあるでしょうし、いろいろなことは考えられるのですけれども、こういった事例が西多摩衛生組合、ほとんどが特命隋契になるわけですが、競争入札は少ないわけですが、こういったことが割合に良く起きることなのか。そうしたときには、協議に入って、そこで入札するのが、普通なら方式なのか、その当たりについて、過去との照らし合わせて、衛生組合の方針をお聞きします。

○議長（末次和夫） 松澤財務担当主幹。

○財務担当主幹（松澤昭治） 入札の今までの方法と言いますか、形でございますけれども、たくさんはございませんけれども、やはり当組合の第三者による予定価格と言いますか、設定金額は、第三者に見ていただいております。ですから、中には厳しい数字ではあるかな。ただし、東京都の積算事務も用いておりますので、正しい数値だと思っております。ですから、当組合の予定価格に達しない場合には、本来ですと、不調と言うような形になるのですが、やはりこういった機械の保守点検等でございますと、新たに業者を選定して、まだ入札をかけるということは、なかなかその暇がないということで、たくさんではございませんが、数件、年間あることは事実でございます。

○議長（末次和夫） 8番門間淑子議員。

○8番（門間淑子） 一般的には不調になるわけですが、指名競争入札参加登録者数というふうに見てみますと、それほど、圧倒的に何か登録数が少ないというわけでもないなというふうに思うのですが、今回その協議に至ったわけで、過去にも、こういう事例があった場合は、西多摩衛生組合は協議をして契約にもっていくということが、一般的な方法として、過去からずっと取られてきたのかどうかですね。不調にはしないということですか。そこだけ、非常に少ない事例なのですから、今回は協議になっているので、お聞きします。

○議長（末次和夫） 松澤財務担当主幹。

○財務担当主幹（松澤昭治） まず、入札に入ります前に、当組合は、入札は3回までとします。3回落札者が出なかった場合、当組合の予定価格に達しなかった場合のことでございますが、最低価格を入れた業社と協議をさせていただき、業者にまずもってご了承いただきます。こういう方法は、以前から行われておりました。

以上でございます。

○議長（末次和夫） 宮崎事務局長。

○事務局長（宮崎長寿） 今のご質問でございますが、あくまでも3回目で落ちなかった場合の最低額を入れた業者との予定価格での契約の協議をしているということで、当然それが相手が、その金額でできないということであれば、それは指名業者の入れ替え、または設計の変更等やらなければいけないことにはなっております。工期等、その時点で工事しなければいけないとか、いろいろな条件もありますので、あくまでもその最低額を入れた業者との協議をする中で、予定価格でやっていただけることが了解を得られた場合、随意契約というような形で契約の方させていただいているということになります。

○議長（末次和夫） 3回終わりましたね。8番門間淑子議員。

○8番（門間淑子） では、引き続いてその工事請負費の方に入ります。やはりこれも入札というか、契約事務にかかわってきてまして、契約の透明性をどうやって担保するのかっていう視点で質問しているわけですが、今回のこの工事請負費の中には、ほとんどがIHI環境エンジニアリングが、ほとんどこの随意契約の対象になっているわけですが、施設維持整備費というジャンルと、基幹的設備改良工事というジャンル、それから緊急工事というジャンルがあります。これが、事務報告書を見ていきますと、それぞれ、例えば施設維持整備についても、1号炉だったり、2号炉だったりというふうに、こう幾つかに分かれていますね。基幹的設備工事も幾つか、またこのジャンルの中で細目に分かれているし、緊急工事についても、幾つか分かれています。そのまた入札見積り経過書を見ていきますと、これは随意契約ですから、入札ではないわけですが、見積り経過ということになると思うのですが、これが1回目で終わっているもの、2回目で終わっているもの、3回目で終わっているものと、いろいろあるわけですね。なおかつこのIHIの場合には、もう長くここの契約をしてき

ているわけですから、一定の積算根拠というのは持っていると思うのですけれども、もちろん、この工事請負費が全額の中に収まっていますので、そこをオーバーしているという指摘ではありませんが、その1回目、2回目、3回目に至っていくプロセスですね、どういうふうに、この随意契約の相手方と協議を重ねているのかについて、主だったところをお聞きします。例えば、1号炉と2号炉の回数が違ったりするわけですが、そこはどのような判断基準でやっているのかをお聞きします。

○議長（末次和夫） 松澤財務担当主幹。

○財務担当主幹（松澤昭治） 今、随意契約なのですが、工事につきましては、入札方式でやらせていただいております。1回からとか、2回からとかいう数字が、随意契約でも、そういう数字が出てきているのだと思うのですが、その回数のご質問ということでよろしいのでしょうか。

今、随意契約なのに回数があるというのは、実は、随意契約と言いましても、入札形式で行ってまして、当組合の予定価格も入札のとおり3回まで見積書を提出していただきます。その数値が当組合の予定価格に合っていれば、1回で落札という形になりますし、当組合の予定価格に達していなければ、2回、3回となっていくということで、随意契約なのですが、入札方式を用いているために、その2回、3回という数字が出てくると。それは、あくまでも当組合の予定価格に達したか、達しないかでその数字が出ているということでございます。

以上でございます。

○議長（末次和夫） 8番門間淑子議員。

○8番（門間淑子） そうしますと、西多摩衛生組合の場合には、大体その随意契約であっても入札というステップを踏んで、それで次の手続きにいくというか、当面として話し合って何かを決めるということではなく、きちっと数字として出してもらおうということをやっているということですか。

○議長（末次和夫） 石川会計課長。

○会計課長（石川良仁） ただいまのご質問ですが、ご指摘のとおりでございます。この施設維持整備工事、あるいは基幹的設備改良工事、緊急工事におきますIHIとの随意契約の根拠につきましては、プラント設備が、特殊技術でございます。性能発注方式という、契約方法で、このプラントを発注してございます。これは一定の性能を将来に向かって、IHIが保証するよという合意のもとでの発注でございます。したがって、随意契約につきましては、地方自治法施行令167条2項、第1項第2号に基づきまして、特殊業務における随意契約という契約方法を採用させていただいております。しかしながら、契約締結する際の価格につきましては、都度、価格の適正を調査するために、松澤主幹がおっしゃられたとおり、価格の適正を調査するため入札方式に準じ、見積り合わせを3回までを限度として実施いたしまして、契約を締結するという方法を取らせていただいているということでございます。

○議長（末次和夫） 8番門間淑子議員。

○8番（門間淑子） その見積り合わせなのですが、ある意味、一緒だと言いますか、1社との話し合いになるわけですが、その参考事例のような形で、本当の意味での複数見積りみたいなことはできないのかどうかですね、プラントの特性上、不可能なのかどうかについて、お聞きします。

○議長（末次和夫） 松澤財務担当主幹。

○財務担当主幹（松澤昭治） 今、石川課長の方から性能発注であることが理由の一つということをお聞きしました。さらに、2点目には使用継続性の確保ということで、安全かつ安定的なごみ処理を行っていくためには、工事の施工に伴う全炉停止期間等を極力短くしなければいけない、限られた工期内で安全かつ効率的に実施する必要があるということで、万一これが遅れますと、ごみ処理の稼働及び

処理に影響が生じまして、最悪の場合は、多摩地域ごみ処理広域支援体制に基づく他の清掃工場への支援要請を行わなければならないという、こういう事態も生じてございます。そういうことから、性能発注もありますし、この技術を熟思した、やはりプラントメーカーでないと、なかなか難しいということで、随意契約をしているというのが、随意契約の根拠でございます。

○議長（末次和夫） 島田施設長。

○施設長（島田善道） 今、石川課長と松澤主幹の方から、随意契約云々の根拠の説明をさせていただきましたけれども、根本的な組合の設計、いわゆる、工事設計を作成するときの仕方と言いますか、議員ご指摘のように、プラントメーカーと西多摩衛生組合の2者間でということの、そういう2者間での適正化ということはいかかなものかなという問いだと思っておりますけれども、これについては、以前からいろいろご指摘がございまして、組合としては、例えば設備の中にはいろいろ特殊な設備がございまして、もちろんプラントメーカーしかつくれないものもあります。あるいは汎用品もあります。そういったときには、メーカーから見積りをもらいまして、組合で、いろいろそういうふうな区別をしながら、組合の職員が積算をいたします。その積算をしたあと、第三者にそれが合っているかどうか、正しいか、適正か、これを精査をしてもらっています。それがこの委託料の中で設備支援業務委託というので、これはどこでやっているかということ、東京都の環境公社、これはどういう会社かということ、いわゆる昔の東京都の清掃局のそういった経験豊かな職員が、こういった自治体の支援をすると、そういったところがございまして、そこへ設計をチェックをしてもらっています。もちろん設計だけではなくて、当然この工事というのは、前年度、今年も既に焼却炉の状態を入りまして、来年どうしようかとか、そういったことも含めて一緒に焼却炉の中へ入りまして、組合職員とここをこうしておこう、ああしておこう、こういった支援業務もしてもらってございます。

ですから、そういった我々としては、2者間だけ、プラントメーカーと組合だけで、何でも決めていくということではなくて、第三者機関を入れまして、チェックというような体制を取りながら、工事設計の透明性、適正化を担保していると、こういったことでございます。

○議長（末次和夫） よろしいですね。

では、ほかにもございますでしょうか。2番近藤浩議員、お願いします。

○2番（近藤 浩） 2番近藤です。予算の時いなくて、ちょっと何年かぶりなので、その辺はご容赦願いたいというふうに思いますけれども。

まず、決算書の13ページですね。国庫支出金とですね。6点お願いします。1点目は、循環型社会形成推進交付金というところで、これは、ねらいは言葉でわかるのですけれども、どういう形でどこから出ているのか。そして何に充当しているのか。歳出ではどこに当たるのですかね。それから、これは、この西多摩衛生組合に出ているのか、全国の、例えば、いろいろな焼却施設に一律に出ているのか。その辺のご説明をお願いします。

それから、2点目は、その下の廃棄物処理施設モニタリング事業費補助金というところで、先ほど何か震災の関係だということで、ご説明あったのですけれども、具体的にこのモニタリング、どういうふうに行われて、結果、どうだったかお願いします。

それから、3点目は31ページ、委託料の下から2番目、環境学習開催委託料、これ対象は小学生なのかとか、あと内容等、何回やって、講師はどういった人で、どういうふうに行われたか、お願いいたします。参加費とかね。

それから、4点目が33ページ。先ほどともちょっと関係するかもしれませんが、緊急工事に関係して、

これ何かどこかで説明あったかというふうに思うのですけれども、何か不測の事態が起きたのかどうか。予備費がないということですのでけれども、工事請負費と、先ほど説明では、高額ではなかったというような説明だったのですけれども、これは量的なものなのか、契約の関係なのか、お願いします。

それから、今の件で、事務報告書の 59 ページですね。これは (9)、(13)、(15)、(16)、(17)、こういうふうに当たるのですか。1号炉と2号炉と3号炉が、一気に不測の事態になるということは、あまり考えにくいのですが、どういうことだったのか、お願いします。

それから、次が 34 ページ、5点目、34 ページの余熱利用施設の関連性ですけれども、施設にかかっている額が2億2,000万円ぐらいですか。使用料収入が5,800万円ということで、これはいろいろ安価で、私どもは250円で入れるわけですけれども、そういう意味では民間みたいに黒字を出すというわけにはいかないと思いますけれども、それにつけても、それにしてもちょっと出と収入の差が大きいというか、このままでいいのかというふうに考えているのか。あるいは、さらなるサービス向上という話がありましたけれども、どういった工夫がされてきたのか、お願いします。

それから、6点目、37 ページ。いろいろ太陽光発電の委託料の関係ですね。予算が取られてますけれども、それで、光熱費の支出が4,233万円ですね、どれぐらい、余熱とソーラーでどれぐらいの、推測ですけれども、どれぐらいの光熱水費の節約になっているのか。あるいは15ページ、歳入のところでは、歳入で305万円って光熱水費あります。それは売電されたとか、そのようなことなのですかね。ちょっとその辺の説明をお願いします。

以上。

○議長（末次和夫） 松澤財務担当主幹。

○財務担当主幹（松澤昭治） ただいま循環型社会形成推進交付金、これはどのような交付金なのかというようにご質問でございましたが、これは国からの補助金でございまして、CO₂を削減する工事、当組合でありますと平成25年から25、26、27、28と4か年で、第1期基幹的設備改良工事というのを行ってございます。その基幹的設備改良工事では、通常の機能の回復だけでなく、それ以上、CO₂の削減をしていくということで、3分の1の補助金が出る制度でございまして、工事費の3分の1が補助金で賄われると。CO₂の削減の工事をした場合というふうにご理解をいただければと思います。

以上でございます。

○議長（末次和夫） 古谷計画管理課長。

○計画管理課長（古谷浩明） 2点目の廃棄物処理施設モニタリング事業補助金についての説明をさせていただきます。この補助金については、東日本大震災に伴い、東京電力の事故により放射性物質汚染対策特別措置法というのが施行されております。これに基づきまして、焼却灰と排ガスの放射性セシウム、134、137、測定についての補助でございます。この結果については、事務報告書の80ページに焼却灰の結果、一番高いので141から、一番低いので47ベクレルとなっています。また、排ガス測定につきましては、82ページに4月から3月まで、毎月1回測定しまして、全て不検出だったという結果となっております。

3点目の環境学習について説明をさせていただきます。環境学習につきましては、小学生を対象に、7月と8月、夏休みに2回ほど行っております。こちらの方、7月については30日に太陽光で動くソーラーバッタ、環境について学習していただき、参加者数は17名。また、2回目については8月で、こちらについては紫外線で光るプレスレット、こちらは女の子向けの学習を開催させていただいて、参加者は10名。また講師については、民間の業者をお願いいたしました。

以上です。

○議長（末次和夫） 中島維持運転課長。

○維持運転課長（中島 勲） それでは、続きまして決算書の 33 ページ、工事請負費の緊急工事について、ご説明をさせていただきます。

そもそも緊急工事なのですけれども、まず、私ども施設維持整備工事という、毎年行っております定期補修工事を行っております。これは1号設備、2号設備、3号設備、順番に止めていきますので、施設維持工事も1号、2号、3号、さらには共通部分、クレーン、いう分類をしております。各々の工事の中で、やはり開放を、点検をしてみますと、工事仕様でない劣化部分が発見をされたりいたします。そういった部分につきまして、緊急修繕工事で対応をさせていただいているわけでございます。したがって、緊急修繕工事も1号炉、2号炉、3号炉、共通ということで、各々の対象工事として、やらせていただいております。

以上でございます。

○議長（末次和夫） 宮崎事務局長。

○事務局長（宮崎長寿） 余熱利用施設のフレッシュランド西多摩の、今後の運営について、ご質問の方いただきました。議員おっしゃるとおり、今、フレッシュランド西多摩につきましては、施設の使用料という形では 5,800 万円程度ということで、実際の運営経費につきましては、それ以上かかっていることが現状でございます。議員もご存知のとおりと思いますが、この施設につきましては、この環境センターをつくる際の地元住民との同意条件に基づきまして設置したものであり、黒字を目的として設置しているものではありませんので、一定の負担がかかっているのが現状でございます。

ただ、この経費は、元々、分賦金で構成市町からもらっている金額でございますので、それが今後、限りなく大きくなるというようなことでは問題があるとは考えていますので、サービスを向上することと、利用者増を考え、なるべくこれらを抑えられるような形、将来的には、いろいろ今、今後のフレッシュランド西多摩の増改築等もいろいろ検討しているところでございますが、それらの中で、どういうふうな運営がいいか、一つには公の施設として、指定管理等を導入するのがいいかとか、その辺も含めて、なるべく最低の経費で最大の効果が得られるような施設運営ができるよう検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（末次和夫） 石川会計課長。

○会計課長（石川良仁） それでは、私から太陽光発電の関係について、ご答弁をさせていただきたいと思っております。

議員からご指摘がございました太陽光発電・蓄電システムにつきましては、先ほど決算の中でもご説明させていただきましたが、5,400 万円ほどの工事請負費で設置をさせていただいたシステムでございます。この太陽光発電・蓄電システムにつきましては、平成 29 年 2 月に設置をさせていただきまして、現在まで、7 か月間ほどの稼働をしております。7 か月の実績でございますが、電気発電量に換算いたしますと、1 万 2,932 kW ほどの発電をしております。これを現在、東京電力から買っております基本料金 1 kW 当たり 16.365 円の契約金額を乗じますと、現在までの発電効果で約 21 万円ほど、金額にして、の節電が図られていることとなります。これを 1 年間通して稼働いたしますと、おおよそ 2 万 2,000 kW の節電、金額にいたしますと、約 36 万円ほどの節電効果となります。ただし、太陽光発電・蓄電システムにつきましては、売電は行っておりませんで、全て発電した余剰電力は、施設内で使用し

ております。したがって、ただいま申し上げましたとおり、年間を通しては、約 36 万円分の節電効果であると考えてございます。

以上でございます。

○議長（末次和夫） 2 番近藤浩議員。

○2 番（近藤 浩） では、幾つかありますので、再質問いたします。

まず、1 点目ですけれども、こういった交付金わかりましたけれども、この交付金を使って、いろいろな設備を改善したということですから、28 年度における前進点は、何と何と何があったかをもう少しお願いします。

それから、2 点目ですけれども、これは事務報告書、場所は書いてあるのかな。こういった場所ですか。例えば、雨戸井戸の下とか何か濃縮されて、非常に出るような部分がありますよね。例えば、もう少し具体的に、こういった場所なのかをお願いします。

それから、3 点目ですけれども、工事が民間業者ということですから、こういった民間業者なのか。もう 1 回お願いします。

それから、4 点目ですけれども、流れはわかりましたけれども、緊急工事の関係ですね。それはあらかじめ、そろそろ危ないかなとか、そういうことはわからないのですか。わからなかったということなのですかね。ちょっとその辺のご説明をお願いします。

それから、5 点目におきましても、おっしゃっていることは、そういうことだと思いますけれども、28 年度におきまして、そのいろいろ前進点とか、工夫した点とか、あったのだろうか、お願いします。

以上、6 点目は結構です。

○議長（末次和夫） 中島維持運転課長。

○維持運転課長（中島 勲） まず、一つ目のご質問ですけれども、循環型社会形成推進交付金を充てた事業について、ご説明をさせていただきます。

事務報告書の 59 ページをご覧ください。このうちの基幹的設備改良工事という項目が、28 年度につきましては、（1）の空調熱源、それから（3）の空気圧縮機共通化等改良工事、それから（6）電力系統の改良工事ですね。この事業につきまして、交付金の対象事業とさせていただきます。工事の概要につきましては、先ほど松澤主幹の方からもありましたとおり、こちらの工事は、そもそもが交付金の対象事業ということで、温室効果ガス発生抑制を伴った事業でございますので、交付金の対象事業となっておりますのでございます。

以上でございます。

○議長（末次和夫） 古谷計画管理課長。

○計画管理課長（古谷浩明） 2 点目の廃棄物処理施設モニタリング事業補助金は、どこの場所かというのですが、事務報告書の 80 ページのとおり、まず、こちらの方は焼却灰です。取った場所は、81 ページの右上に飛灰である乾燥灰を分析しております。

もう一つは 82 ページ、こちらは煙突から排出される放射性セシウムの測定で、煙突から採取しております。

3 点目の環境学習開催委託を民間業者をお願いいたしました件については、ほかの施設でも実績がある余熱利用施設の受託業者に実施させていただきました。

以上です。

○議長（末次和夫） 島田施設長。

○施設長（島田善道） 順不同の答弁で恐縮ですが、緊急修繕工事は、事前にわからないのかというご指摘でございますけれども、工事のそういう方法につきましては、来年度、工事を計上するときに、現在この1年前に焼却炉に入って、来年どういう工事をしようか、どういうところが壊れそうかなというようなことを、第三者の機関も含めて一緒に焼却炉の中へ入って計画をします。ただ、その際に一番ネックなのが、焼却炉に耐火材何かがございます、これを、例えば11月なら今月入って、これはあと1年ぐらいはもちそうだなというような予測をして、では、という判断をするのですが、なかなかいざとなるとですね、1年もたなかったことがあったり、そういうことが多々、多いということで、なかなかできるだけそういうふうにならないように、そういう事前に入るのでございますけれども、実態としては難しい状況にある、そういったことでございます。

○議長（末次和夫） 答弁は、もう1点あったのではないですかね。2番近藤浩議員、もう一度。もう1点あったと思ったのですが。

○2番（近藤 浩） 5点目ですね、最後は、余熱利用施設の関係で、さらなるサービス向上とか、少しいろいろ支出と収入の関係も改善していくというふうに思うのですけれども、この28年度において、そういった改善点とかあったのか、どうだったのか、お願いします。

○議長（末次和夫） 石川会計課長。

○会計課長（石川良仁） ただいまのご質問にご答弁させていただきます。

フレッシュランド西多摩におきましては、御承知のとおり、環境センターの還元施設として設置をされた施設でございます。そういう意味からすれば、この環境センターが稼動する限り、フレッシュランド西多摩につきましても、充実を図っていかねばならない施設であると考えております。その点から、毎年度、工夫を凝らしまして、各種のイベントを開催させていただく等々、周辺住民の方の参画を求めて、協働した施設運営に努めているところでございます。

特に、28年度につきましては、フレッシュランド西多摩が構成市町の二次的避難施設に指定されたことから、防災拠点としての整備を図ってきたところでございます。先ほど近藤議員の方から2億円の支出で6,000万円ほどの歳入ということをご指摘がございましたが、特に28年度におきましては、先ほどご説明させていただきました防災拠点としての充実を図るために太陽光発電・蓄電システムを設置をさせていただきました。その工事請負費がおおよそ5,600万円ほどです。通常ですと、年間1億5,000万円ほどの歳出で抑えられております。歳入は6,000万円ほどですので、9,000万円ほどが毎年の持ち出しになってございますが、先ほども局長からありまして、充実を図りながら、歳出の削減にも努めて、還元施設としての充実を今後とも図っていきたいということでございます。

以上でございます。（「いいです。終わります。」と近藤議員の声あり）

○議長（末次和夫） ほかにございますか。12番堀雄一郎議員。

○12番（堀雄一郎） 2点だけ質問させていただきたいと思っております。

決算書の11ページの使用料についてのところですが、こちら事務報告書でも26ページと、あとは110ページの方に詳細が、説明が書いてございましたが、その中でじん荼処理施設行政財産使用料ということにつきましては、ちょっと詳細は、私にはよく理解できなかったものですから、どのようなもので、どのような特徴があったのか。若干の減少が見られている、そんなに気にするほどではないのでしょうか、内容をお聞きしたいと思ひまして、お伺いさせていただきます。

それと、もう1点ですが、決算書の37ページと39ページにございます太陽光発電・蓄電システムの設置工事関係のことについてですが、先ほど質疑の中で、他の議員からも質問がありまし

たので、私の方からちょっとお聞きしたいのですが、この財源については、特に今回、導入された蓄電システム等については、すごく先駆的な事業かと思ひまして、費用の面では大変かかるのはわかるものですから、そういう意味では、何か補助金等いただけたりと何か、もしあれば教えていただきたいと思ひます。

以上、2点お願いします。

○議長（末次和夫） 松澤財務担当主幹。

○財務担当主幹（松澤昭治） 今、じん芥処理施設の行政財産使用料のお尋ねでございますが、53万5,644円でございますけれども、大きく見ますと、まず、こちらの清掃工場に置いてあります自販機の土地代ですね。それと、職員の駐車場代、それと委託業者からいただいている駐車場代ということで、合わせまして53万5,000円。それと、あと電柱ですね。電柱が10本ほどありまして、これが毎年の歳入ではございませんが、その4点、歳入でございます。

以上でございます。

○議長（末次和夫） 石川会計課長。

○会計課長（石川良仁） それでは、私から太陽光発電・蓄電システム設置工事に伴います財源内訳につきまして、ご答弁をさせていただきます。

こちらにつきましては、議員からご指摘がありましたとおり、先進的な災害支援の工事ということで、再生可能エネルギー等導入推進基金事業補助金という、東京都からの補助事業でございます、1kW当たり100万円の補助金が出ております。したがって、こちらは、15kWの発電と30kWの蓄電で、合わせて45kWということで、工事請負費5,454万円のうち4,500万円は、都の補助金で賄っております。したがって、一般財源といたしましては、950万円ほどの持ち出しという工事でございます。

以上でございます。

○議長（末次和夫） よろしいですか。（「承知しました。」と堀議員の声あり）

ほかにごございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次和夫） なければ、以上で質疑を終わります。

これより本案に対する討論に入りますが、通告がありません。討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次和夫） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております認定第1号、平成28年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の認定についての件は原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次和夫） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

（田村監査委員 退場）

午後2時43分 休憩

午後2時44分 再開

○議長（末次和夫） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、日程第4、議案第5号、西多摩衛生組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。並木心管理者。

○管理者（並木 心） ただいま議題となりました議案第5号、西多摩衛生組合個人情報保護条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明いたします。

本案は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、条例に引用している、いわゆるマイナンバー法の条番号に変更が生じたことから、条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の内容につきましては、お手元に配布しております議案第5号、及び附属資料のとおり、法改正に伴う措置として、条例第24条第2項第4号中及び第28条第1項第3号中、第28条を第29条に改めるとともに、あわせて、条文の整理として、第5条第2項第2号中、第38条を第43条に、第40条第1項中、第39条を第38条に改めております。

なお、この条例、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用しようとするものでありますが、法改正に伴う改正規定につきましては、改正法の施行日に合わせ、平成29年5月30日から適用しようとするものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（末次和夫） 以上で、提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次和夫） 以上で質疑を終わります。

これより、本案に対する討論に入りますが、通告がありません。討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次和夫） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第5号、西多摩衛生組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次和夫） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第5、議案第6号、西多摩衛生組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。並木心管理者。

○管理者（並木 心） ただいま議題となりました、議案第6号、西多摩衛生組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

本案は、平成26年11月1日施行の地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律により、地方公務員法第58条の2で規定される、人事行政の運営等の状況の公表に関する項目が見直されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の内容につきましては、お手元に配布しております議案第6号、及び附属資料のとおり、条例第

3条各号で定める報告事項に、職員の人事評価の状況、職員の休業に関する状況、職員の退職管理の状況を加え、あわせて、文言の整理を行うものであります。

なお、この条例は公布の日から施行しようとするものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（末次和夫） 以上で、提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次和夫） 以上で質疑を終わります。

これより、本案に対する討論に入りますが、通告がありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次和夫） 討論なしと認めます。

以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第6号、西多摩衛生組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次和夫） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第6、議案第7号、西多摩衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。並木心管理者。

○管理者（並木 心） ただいま、議題となりました議案第7号、西多摩衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の件につきまして、ご説明申し上げます。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、働きながら介護を行う職員の職業生活と家庭生活の両立をさらに推進するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の主な内容ですが、介護を行う職員の超過勤務を免除する規定を追加するとともに、介護に関する新たな休暇制度として、介護時間を増設するものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行しようとするものであります。

条例の細部につきましては、事務局より説明をいたしますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（末次和夫） 奥富総務課長。

○総務課長（奥富 清） それでは、議案第7号、西多摩衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の細部につきまして、ご説明申し上げます。

お手元に配布しております、議案第7号附属資料、新旧対照表の1ページをご覧ください。

主な内容ですが、第10条第1項から第3項では、育児を行う職員の深夜勤務の制限、超過勤務の免除、超過勤務の制限を規定しておりますが、第1項中の条文を改め、改正前の第18条で定めていた配偶者の規定を補足する、事実婚、内縁関係に関する条文を当該条項に規定しております。

第4項では、第1項から第3項の対象となる職員の読み替えを規定しておりますが、改正により、要

介護者を介護する職員についても、第2項に規定する超過勤務の免除を適用できるよう改めております。

また、改正前、第18条で定めていた、要介護者の要件に係る規定を除き、当該条項に規定するための改正を行っており、1ページの最後から2ページの1行目にかけて、要介護者を配偶者または2親等内の親族で疾病、負傷または老齢により日常生活を営むのに支障がある者としております。

12行目から15行目にかけては、要介護者を介護する職員の超過勤務免除に関する読み替え規定を新たに追加し、あわせて同項中の条文を整理しております。

次に、3ページの終わりから4ページの1行目になりますが、休暇の種類を定める第14条では、新たな休暇制度として、第5号に、介護時間を追加しております。

第19条は、改正前の第19条と第20条を1条ずつ繰り下げ、新たな第19条として規定するもので、新規制度である介護時間について定めようとするものでございます。

第1項では、介護時間は、1日の勤務時間のうち2時間を超えない範囲で、必要と認められる時間について承認すること、第2項では、介護時間は、その勤務しない時間に相当する給料等を減じる無給休暇制度であること、恐れ入ります、5ページをご覧くださいまして、第3項では、規則への委任について、それぞれ規定をしております。

なお、組合規則で定める介護時間の承認期間は、利用開始から3年の期間内としております。

最後に付則でございしますが、この条例は、公布の日から施行しようとするものでございます。

以上で、議案第7号、西多摩衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の細部の説明とさせていただきます。

○議長（末次和夫） 以上で、提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次和夫） 以上で、質疑を終わります。

これより本案に対する討論に入りますが、通告がありません。討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次和夫） 討論なしと認めます。

以上で、討論を終わります。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第7号、西多摩衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次和夫） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第7、議案第8号、西多摩衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。並木心管理者。

○管理者（並木 心） ただいま、議題となりました議案第8号、西多摩衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の件につきまして、ご説明申し上げます。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行等に伴い、働きながら育児を行う職員の環境整

備をさらに推進するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の主な内容ですが、育児休業等の対象となる子の範囲を拡大するとともに、育児休業の再取得、期間の再延長ができる特別の事情を追加するものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行しようとするものであります。

条例の細部につきましては、事務局より説明をいたしますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（末次和夫） 奥富総務課長。

○総務課長（奥富 清） それでは、議案第8号、西多摩衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の細部につきまして、ご説明申し上げます。

お手元の方に配布しております、議案第8号附属資料、新旧対照表1ページをご覧ください。

主な内容ですが、改正前の第2条の2を1条繰り下げ、新たに第2条の2を加えております。

育児休業の対象となる子の範囲につきましては、育児休業法の改正により、養子縁組が結ばれるまでの間にある子、結ばれる前提で里親に委託されている子についても対象とされましたが、これらに準ずる子として、養子縁組を希望したが、実親等の反対により養子縁組が結ばれる見込みのない養育里親に委託されている子についても、育児休業の対象とすることを規定しようとするものでございます。

第3条は、育児休業の再度の取得の特例について規定しております。改正前の第1号の規定を、改正後は第1号、及び第2号に分けて規定し、恐れ入ります、2ページをご覧くださいまして、改正後の第2号のイの規定により、特別養子縁組の成立の審判が確定しなかった場合、または養子縁組が成立しないまま里親への委託が解除された場合の再度の取得の特例を追加するものでございます。

また、改正前の第3条第2号以下の各号を1号ずつ繰り下げ、改正後の第6号では、保育所等を希望したが、待機児童となってしまった場合の、育児休業の再度の取得の特例を加えております。

第4条は、育児休業の期間の再度の延長ができる特例の事情を規定しており、第3条第6号と同様に、当該子が待機児童になってしまった場合を規定し、再度延長の要件を緩和する改正を行っております。

次に、3ページをご覧ください、部分休業の承認を規定する第10条では、第2項を改め、先ほど、議案第7号で議決をいただきました、勤務時間条例の改正において、新たに設けた介護時間と部分休業を併用する場合の制限について規定をしております。

両制度とも、1日に認められる時間の方は2時間以内となっておりますが、制度を同日に併用する場合は、合計で2時間以内と規定するものでございます。

最後に付則でございますが、この条例は、公布の日から施行しようとするものでございます。

以上をもちまして、議案第8号、西多摩衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の細部説明とさせていただきます。

○議長（末次和夫） 以上で、提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次和夫） 以上で質疑を終わります。

これより、本案に対する討論に入りますが、通告がありません。討論ございますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次和夫） 討論なしと認めます。

以上で、討論を終わります。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第8号、西多摩衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次和夫) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

日程第8、議案第9号及び日程第9、議案第10号の2件につきましては、関連がございますので、一括して議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次和夫) ご異議なしと認めます。

よって、日程第8、議案第9号、平成29年度西多摩衛生組合補正予算(第1号)及び日程第9、議案第10号、平成29年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についての2件を、一括して議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。並木心管理者。

○管理者(並木 心) ただいま、一括議題となりました議案第9号、平成29年度西多摩衛生組合補正予算(第1号)及び議案第10号、平成29年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についての件につきまして、ご説明申し上げます。

まず、議案第9号、補正予算(第1号)につきましては、歳入歳出それぞれ5,039万円を減額し、歳入歳出予算の総額を16億5,561万円に変更するものであります。

補正の主な内容であります。歳入予算では、国庫支出金において、廃棄物処理施設モニタリング事業費補助金を計上したほか、前年度決算に基づき、繰越金の確定額を計上しております。

歳出予算では、職員配置に基づき人件費を精査したほか、物件費、及び維持補修費では、契約実績に応じて各施設の維持管理経費を、公債費では、起債償還額確定による不用額を、それぞれ減額しております。

次に、議案第10号、平成29年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更について、ご説明申し上げます。

本案につきましては、ただいまご説明申し上げました補正予算(第1号)に基づき、組合市町分賦金の総額を14億7,466万6,000円に変更するとともに、負担割合に基づき、構成市町ごとに定めようとするものであります。

なお、議案第9号及び議案第10号の詳細につきましては、事務局より説明をいたしますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長(末次和夫) 松澤財務担当主幹。

○財務担当主幹(松澤昭治) それでは、議案第9号、平成29年度西多摩衛生組合補正予算(第1号)及び議案第10号、平成29年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についての詳細につきまして、ご説明を申し上げます。

初めに、議案第9号、平成29年度西多摩衛生組合補正予算(第1号)につきまして、ご説明を申し上げます。

恐れ入ります。補正予算書の1ページをお開き願います。

まず、総則でございます。第1条第1項は、歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ5,039万円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を16億5,561万円と定めようとするものでございます。

第2項は、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によると定めようとするものでございます。

恐れ入ります。2ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございますが、第1款分賦金は1億6,007万5,000円減額いたしまして、14億7,466万6,000円と定めようとするものでございます。

第3款繰越金は1億849万3,000円増額いたしまして、1億1,849万3,000円と定めようとするものでございます。

第5款国庫支出金は119万2,000円増額いたしまして、119万2,000円と定めようとするものでございます。

以上、歳入合計は5,039万円を減額いたしまして、16億5,561万円と定めようとするものでございます。

次に、歳出でございますが、第2款事務所費は、7万6,000円増額いたしまして、1億8,053万9,000円と定めようとするものでございます。

第3款じん芥処理費は3,960万7,000円減額いたしまして、11億5,604万2,000円と定めようとするものでございます。

第4款余熱利用施設事業費は990万円減額いたしまして、1億6,381万9,000円と定めようとするものでございます。

第5款公債費は、95万9,000円減額いたしまして、1億5,035万7,000円と定めようとするものでございます。

以上、歳出合計は、5,039万円を減額いたしまして、16億5,561万円と定めようとするものでございます。

恐れ入ります。4、5ページをお開き願います。

歳入歳出補正予算事項別明細書でご説明をさせていただきます。

5ページをご覧いただき、歳入でございます。

第1款分賦金は1億6,007万5,000円減額いたしまして、14億7,466万6,000円でございますが、詳細につきましては、後ほどご説明いたしますので、ここでは省略をさせていただきます。

第3款繰越金は1億849万3,000円増額いたしまして、1億1,849万3,000円でございます。これは、平成28年度からの繰越金でございます。

第5款国庫支出金は、119万2,000円増額いたしまして、119万2,000円でございます。これは、放射性物質汚染対処特措法による、廃棄物処理施設モニタリング事業費補助金の申請額の確定によるものでございます。

以上、補正額合計5,039万円を減額いたしまして、歳入の合計額は16億5,561万円でございます。

6ページをお開き願います。

6ページからは歳出となりますが、人件費につきましては、各款の予算にわたりますことから、初めに、各款に係ります人件費につきまして、まとめてご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、10、11 ページをお開きいただき、給与費明細書をご覧いただきたいと存じます。

今回の人件費の補正につきましては、主に人員配置の異動に伴い、実際の人員配置に整合するよう、各款の給与費及び共済費を精査したものでございます。

(1) 総括の上段の表に記載のとおり、補正後の一般職の職員数は、年度途中の普通退職により、補正前と比較し、1名減の27名となっております。

この職員数の減員が、主な要因となり、当初予算対比で、給料は442万3,000円減の1億1,289万8,000円、職員手当は277万8,000円減の1億485万2,000円、共済費は、負担率変更と相まって97万3,000円減の3,920万6,000円で、一般職職員の人件費予算の総額といたしましては、817万4,000円を減額し、2億5,695万6,000円としております。

以上が人件費関係の説明でございます。

それでは、6ページにお戻りをいただき、歳出の説明をいたします。

第2款事務所費は、1目一般管理費で7万6,000円増額いたしまして、1億8,053万9,000円でございます。内容といたしましては、先ほどご説明いたしました人件費に係る32万6,000円の増額と、第13節委託料における契約差金等の25万円の相殺でございます。

7ページをご覧いただきまして、第3款じん芥処理費は3,960万7,000円減額いたしまして、11億5,604万2,000円でございます。主な内容といたしましては、先ほどご説明いたしました人件費に係る30万円の増額、第11節需用費、1,713万8,000円の減額は、基幹的設備改良工事による、電気料の削減効果によるものでございます。

第13節委託料、868万円の減額は、契約差金によるものでございます。

第15節工事請負費1,408万9,000円の減額は、施設維持整備工事における契約差金によるものでございます。

恐れ入ります。8ページをお開き願います。

第4款余熱利用施設事業費は、990万円減額いたしまして、1億6,381万9,000円でございます。内容といたしましては、先ほど説明いたしました人件費に係る880万円の減額、第11節需用費の光熱水費におきまして、電気料金の見直しによる110万円の減額が主な要因でございます。

9ページをご覧いただきまして、第5款公債費、1項2目利子におきまして、95万9,000円減額いたしまして、639万7,000円でございます。これは、平成28年度の基幹的設備改良工事費において借り入れた貸付利率が確定したことにより、起債償還額が減少し、第23節償還金、利子及び割引料におきまして95万9,000円の減額でございます。

以上、補正額合計5,039万円を減額いたしまして、歳出合計は16億5,561万円でございます。

恐れ入ります。10、11 ページをお開き願います。

先ほどご説明いたしました、人件費関係資料の給与費明細書でございます。

次に、12 ページをお開き願います。

債務負担行為の各年度ごとの支出額及び支出予定額等に関する調書でございまして、平成28年度に設定いたしました、ごみ焼却業務委託と余熱利用施設運營業務委託の、平成29年度における支出予定額と財源内訳でございます。

下段の表は、地方債の各年度ごとの現在高、または現在高の見込みに関する調書でございまして、この表の一番右下が、平成29年度末の見込み額11億4,417万2,000円でございます。

以上で、議案第9号、平成29年度西多摩衛生組合補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 10 号、平成 29 年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更につきまして、ご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案第 10 号、附属資料をご覧願います。

平成 29 年度補正予算の分賦金算出根拠となります組合市町の人口とごみ搬入量につきまして、ご説明を申し上げます。

基礎数値といたしまして、表 2 人口割合比較で、組合市町の人口は、平成 29 年 10 月 1 日現在の人口を採用し、全体で 1,472 人減少し、28 万 3,448 人で確定をさせていただきました。

組合市町別では、青梅市は 944 人の減少で 13 万 5,300 人、負担割合は 47.73%、福生市は、183 人の減少で 5 万 8,459 人、20.62%、羽村市は 170 人の減少で 5 万 6,083 人、19.79%、瑞穂町は 175 人の減少で 3 万 3,606 人、11.86%となっております。

次に表 3、ごみ搬入割合比較でございますが、組合市町別では、青梅市は 500 トン減の 2 万 9,100 トンで、負担割合は 46.71%。福生市は増減なしの 1 万 1,900 トンで、19.10%。羽村市は 100 トン増の 1 万 2,200 トンで、19.58%。瑞穂町は 100 トン増の 9,100 トンで、14.61%。合計で 300 トン減の 6 万 2,300 トンを見込んでおります。

このような状況を踏まえまして、表 1 分賦金比較につきまして、ご説明申し上げます。

組合市町の分賦金につきましては、人口割合、ごみ搬入割合の基礎数値の変化と各予算項目の補正に基づき積算をしております。この積算結果から、平成 28 年度繰越金を差し引いたものが、29 年度補正後の分賦金でございます。

組合市町別では、青梅市は 8,258 万 8,000 円減額となりまして、6 億 7,945 万 4,000 円、福生市は 2,678 万 2,000 円減額となりまして、2 億 9,676 万 6,000 円、羽村市は 3,133 万 3,000 円減額となりまして、2 億 8,461 万 2,000 円、瑞穂町は 1,937 万 2,000 円減額となりまして、2 億 1,383 万 4,000 円となっております。

分賦金の補正額合計 1 億 6,007 万 5,000 円を減額いたしまして、分賦金は 14 億 7,466 万 6,000 円でございます。

以上で、議案第 9 号、平成 29 年度西多摩衛生組合補正予算（第 1 号）と、議案第 10 号、平成 29 年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についての細部の説明とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（末次和夫） 以上で、提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次和夫） 以上で質疑を終わります。

これより、本案に対する討論を行います。

初めに、議案第 9 号、平成 29 年度西多摩衛生組合補正予算（第 1 号）の件に対する討論に入りますが、通告がありません。討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次和夫） 討論なしと認めます。

以上で討論を終わります。

次に、議案第 10 号、平成 29 年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についての件に対する討論に入りますが、通告がありません。討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次和夫) 討論なしと認めます。

以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

ただいま、一括議題といたしました議案のうち、議案第9号、平成29年度西多摩衛生組合補正予算(第1号)の件について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次和夫) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号、平成29年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についての件を、お諮りいたします。

本案については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次和夫) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第10、議員派遣についての件を議題といたします。

お諮りいたします。地方自治法第100条第13項及び議会会議規則第55条の規定により、閉会中において議員派遣を行う必要が生じた場合、その日時、場所、目的及び派遣議員名等については、議長にご一任願いたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次和夫) ご異議なしと認めます。

よって、本件は議長に一任することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

これをもちまして、平成29年第2回西多摩衛生組合議会定例会を閉会いたします。

なお、午後3時30分より、引き続き、議員全員協議会を開催いたしますので、よろしく願います。

午後3時17分 閉会